

会 議 録

会議の名称	平成 30 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 30 年 7 月 5 日（木）午前 10 時 00 分から午前 10 時 20 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	曾根原良仁委員長・上原敏彦委員長職務代理者・岩越笙子委員・中江滋秀委員 石橋尚事務局参与・菱川勝也事務局長・山本直哉主査
議 題	議案第 9 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 10 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 11 号 個人演説会場の指定について 議案第 12 号 定時登録日の取扱いについて そ の 他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は 4 件及びその他でございます。 はじめに、議案第 9 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 10 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。 この 2 件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 議案第 9 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。 議案書の 1 ページをお開きください。 本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。 西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、2 ページに記載の男性 1 人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。氏名や国内での最終住所、国外の滞在国等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。 続けて、3 ページをお開きください。 議案第 10 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説</p>	

明いたします。

本案は、公職選挙法第 30 条の 11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、4 ページに記載の男性 2 人、女性 1 人の計 3 人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。氏名や国内での最終住所、帰国後の住民登録の内容等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 95 人、女性 106 人、計 201 人となります。

以上で、議案第 9 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第 10 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について御意見ございますか。

○ 各委員

特になし。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 9 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 10 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定』については、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 11 号『個人演説会場の指定について』を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○ 事務局

議案第 11 号『個人演説会場の指定について』を御説明いたします。

議案書の 5 ページをお開きください。

本案は、公職選挙法第 161 条（公営施設使用の個人演説会等）第 1 項第 3 号の規定に基づき、公営施設における個人演説会場を指定することについて御決定いただくものでございます。

選挙運動のうち、公営施設を使用しての個人演説会については、公職選挙法第 161 条により、第 1 項第 1 号で学校及び公民館、同第 2 号で地方公共団体の管理する公会堂、同第 3 号で選挙管理委員会の指定する施設という定めがあります。

西東京市においては、第 2 号の公会堂については市民会館が該当し、第 3 号で指定している施設として保谷こもれびホール及び富士町福祉会館があります。

この第 3 号で指定する施設として、新たにコール田無を指定するものです。

コール田無は複合施設のため、市民会館とは異なり部屋ごとの指定が必要となります。そのため、コール田無を所管する文化振興課と協議を重ね、5 ページに記載の 5 部屋（施設）について、承諾を得ましたので、選挙管理委員会で指定するものです。

委員会で御決定いただけましたら、東京都に通知後、東京都が告示して本年 12 月の市議会議員選挙を含め、今後執行される選挙から使用できることとなります。

御審議の上御決定いただけますようお願いいたします。

以上で、議案第 11 号『個人演説会場の指定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

異議なし。

○ 委員長

異議がないようですので、議案第 11 号『個人演説会場の指定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 12 号『定時登録日の取扱いについて』を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○ 事務局

議案第 12 号『定時登録日の取扱いについて』を御説明いたします。

議案書の 6 ページをお開きください。

本案は、公職選挙法第 22 条（登録）第 1 項の規定に基づき、定時登録日について御決定いただくものでございます。

選挙人名簿の定時登録につきましても、公職選挙法第 19 条により、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月を登録月とし、同法第 22 条により登録月の 1 日に登録を行うこととされております。

従前は、登録月の 1 日に必ず委員会を開催し、名簿登録について御承認いただいておりますが、公職選挙法の改正があり、当該 1 日が休日等に当たる場合、直後の休日以外の日に変更できることとされました。

本年の 9 月及び 12 月の定時登録月、並びに来年度においては全ての登録月が、土曜日あるいは日曜日に当たります。

法改正の主旨等をふまえ、今後は定時登録日が土曜日、日曜日及び祝日等に当たる場合は、原則として直後の休日以外の日に変更することとして御提案するものでございます。

なお、登録日を変更する場合は、公職選挙法施行令第 14 条により告示が必要となります。本案が承認されましたら、該当する登録月ごとに、事前に告示をして参りたいと思います。

以上で、議案第 12 号『定時登録日の取扱いについて』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明について、御意見等ございますか。

○ 委員

定時登録は基本的に登録月の 1 日に行うが、1 日が休日等に当たる場合は直後の休日以外の日に変更になるとすると、次回 9 月の定時登録の場合は 9 月 1 日が土曜日なので 9 月 3 日の月曜日が定時登録日になるということですか。

○ 事務局  
委員のおっしゃるとおりです。

○ 委員  
了解しました。

○ 委員長  
他にはないようですので、議案第 12 号『定時登録日の取扱いについて』は、この案のとおり決定いたします。  
以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。  
次に、その他に移りたいと思います。  
事務局から何かありますか。

○ 事務局  
平成 30 年第 2 回西東京市議会定例会が開催され、選挙管理委員会に対しては、一般質問及び陳情はありませんでした。  
委員長に御出席いただいた東京都市選挙管理委員会連合会の委員長会の資料を、他の委員の皆様にもお配りいたしましたので御確認ください。  
7 月 20 日が市議会議員の任期 6 か月前になります。この日から選挙日までは、市議会議員選挙に立候補しようとする方の個人の政治活動用ポスターを貼っておくことができません。  
その旨を市議会各会派等にお知らせいたしました。  
市報にも 7 月 15 日号に掲載する予定です。  
選挙啓発活動として、市内の高校からの依頼で選挙についての講座及び模擬投票を実施いたしました。  
報告は以上です。  
次回の委員会の開催は、いかがでしょうか。

○ 各委員  
平成 30 年 8 月 3 日の午前 10 時からとしたい。

○ 事務局  
それでは次回の委員会は、平成 30 年 8 月 3 日の午前 10 時からといたします。  
事務局からは以上です。

○ 委員長  
事務局からの連絡等は終わりました。  
他になければ、本日の平成 30 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前 10 時 20 分 終了

以上

## 平成 30 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会

日 時 平成 30 年 7 月 5 日 (木)  
午前 10 時 00 分から  
会 場 西東京市役所保谷庁舎別棟  
選挙管理委員会打合せ室

- 議案第 9 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について
- 議案第 10 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について
- 議案第 11 号 個人演説会場の指定について
- 議案第 12 号 定時登録日の取扱いについて
- そ の 他

議案第 9 号

西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 7 月 5 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

平成 30 年 7 月 5 日付 在外選挙人名簿に登録される者（1 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			男	

議案第 10 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 7 月 5 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

平成 30 年 7 月 5 日 在外選挙人名簿から抹消される者（3 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			男	国内の市町村の区域内に住所を定めた 日後 4 か月を経過する者 住定日 平成 30 年 2 月 21 日 (東京都)
東京都西東京市			女	国内の市町村の区域内に住所を定めた 日後 4 か月を経過する者 住定日 平成 30 年 2 月 21 日 (東京都)
東京都西東京市			男	国内の市町村の区域内に住所を定めた 日後 4 か月を経過する者 住定日 平成 30 年 2 月 25 日 (東京都)

議案第 11 号

個人演説会場の指定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 7 月 5 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定により、西東京市選挙管理委員会が指定する公営施設を使用しての個人演説会場として、次の施設を加える。

建物等名勝	入場可能人数	面積	備考
コール田無：多目的ホール	182 人	230 m <sup>2</sup>	
コール田無：イベントルーム A	45 人	95 m <sup>2</sup>	
コール田無：イベントルーム B	36 人	74 m <sup>2</sup>	
コール田無：会議室 A	36 人	59 m <sup>2</sup>	
コール田無：会議室 B	24 人	44 m <sup>2</sup>	

所在地：いずれも、東京都西東京市田無町三丁目 7 番 2 号

管理者：いずれも、西東京市生活文化スポーツ部文化振興課長

議案第 12 号

定時登録日の取扱いについて

上記の議案を提出する。

平成 30 年 7 月 5 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、選挙人名簿の登録について、登録月の 1 日が西東京市の休日に当たる場合は、今後原則として当該登録月の 1 日の直後の西東京市の休日以外の日に登録日を変更する。